

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金に関するQ&A

令和4年4月1日制定
令和5年4月1日改正
令和6年4月1日改正

問 住居の移転や既存の住居における居室増は補助対象となるのか。

(答)

- 実質的に移転と判断される場合も含め、原則、補助の対象外です。
ただし、新たに重度障がい者等を受け入れるための移転や居室の増は対象とします。

問 交付決定前に備品の購入することは可能か。

(答)

- できません。交付決定後に備品を購入することになります。

問 交付決定前に消防用設備の設置や改修を実施することは可能か。

(答)

- できません。交付決定後に消防用設備の設置や改修を実施することになります。

問 申請時に必要な書類は何か。

(答)

- 交付申請書、収支計画書、定款、決算書類、事業計画書、役員名簿、市税納付状況照会同意書、対象経費の見積書（2社以上）等が必要です。
なお、交付決定までには時間を要しますので、見積書については有効期間を十分確保するよう努めてください。
また、ネットショップの取扱い商品紹介ページの写しだけなど、在庫及び見積りの有効期限が不明なものは、見積書としての扱いにはなりませんので、ご注意ください。

問 会社設立から間もないため、決算書類の提出が難しいがどうすればよいか。

(答)

- 理由書をご提出ください。
なお、理由書については、様式はございませんので、任意の様式で構いません。

問 補助金の申請から支払われるまでの流れはどのようなものか。

(答)

- 補助金の申請から支払いまでの基本的な流れについては以下のとおりであり、確定後に支払うことになります。

補助金交付申請等の提出→書類審査→補助金交付決定→備品等の購入、改修・消防設備の設置→実績報告書等の提出→書類審査→確定→支払い

問 備品購入費において、配送料及び設置（取付）料は補助対象経費に含まれるのか。

(答)

- 含まれます。

問 消防用設備として認められるものとはどのようなものがあるのか。

(答)

- 防災カーペット、消火器、屋内（外）消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン、放送設備、すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、誘導灯及び誘導標識、スプリンクラーなどが対象となります。

なお、建築基準法に基づく非常用照明の設置については補助対象外です。

問 消防用設備として、ランニングコストは補助対象経費に含まれるのか。

(答)

- ランニングコストは、補助対象経費に含まれません。

例) 火災監視システム（セキュリティシステム）は取付工事料金が補助対象となり、ランニングコストは補助対象外となります。この場合、価格比較は工事料金のみで行ってください。

問 見積り品に同一品がなければ、1社の見積書でもいいか。

(答)

- 同一品がない場合は、同等品の見積りで構いませんが、必ず2社以上の見積書が必要です。

問 備品購入費及び改修費・消防用設備について、見積書に複数の品目がある場合の比較はどうしたらよいか。

(答)

- 総額での比較で構いません。なお、見積書はできる限り補助対象経費のみが望ましいですが、補助対象経費と補助対象外経費が見積りに混在する場合は、補助対象経費と補助対象外経費それぞれの内訳を明確にしてください。

また、見積りについては、税込の金額が分かるようにしてください。

問 実績を報告する際に領収書が必要とのことだが、補助対象外の経費も含んだものでもいいか。

(答)

- 補助対象経費のみで作成いただくことが望ましいですが、補助対象経費のみでの作成が困難な場合は、他の経費も含んだもので構いません。

また、領収書の金額が一括の場合、内訳がわかるように明細書等も合わせて提出ください。

問 家賃についても領収書の提出は必要か。

(答)

- 必要です。なお、家賃については、障がい者グループホームの開始前1か月分の家賃の領収書であることがわかるようにしてください。